

# 大阪市立常盤小学校PTA規約

## 第 一 章 名 称

第1条 1. 本会は大阪市立常盤小学校PTAと称する。

<明治45年4月14日 設立年月日>

2. この会は事務局を大阪市立常盤小学校内に置く。

## 第 二 章 目 的

第2条 本会は、保護者等と教職員が協力して家庭と社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

1. 学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努める。
2. 児童の校外における生活指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため会員相互の学習その他必要な活動を行う。
3. 国際親善と世界平和に努める。

## 第 三 章 方 針

第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に基づいて活動する。

1. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
2. 児童生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
3. 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体や機関の支配統制、干渉をも受けない。
4. 本会は学校の教育方針、管理、教職員人事には一切干渉しない。

## 第 四 章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりである。

1. 大阪市立常盤小学校（以下本校という）に在籍する児童の保護者等。
2. 本校に在籍する教職員。

第6条 会員は全て会費を納める義務を有する。

第7条 本会の会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

## 第 五 章 経 理

第8条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって支弁する。

- 第9条 1. 保護者等の会費は1児童につき月額1口400円（年額1口4,800円）とし、教職員の会費は年額1口1,000円とする。但し、1口以上幾口でも納入することができる。
2. 納入された会費は、児童の転出以外いかなる理由があっても返金しない。但し、天災、感染症蔓延その他の特別な事由により活動が停止された場合にはこの限りではない。この場合には、返金または徴収停止の手続きにより対応する。
3. 児童の転出による退会の場合は、退会する日の属する月の翌月以降の期間について

の会費を返金する。

第10条 本会の経理は、会計監査委員会の監査をうけてこれを会員に報告する。

第11条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 6 章 役員とその選出

第12条 本会の役員は次の通りとする。

- |        |    |          |
|--------|----|----------|
| 1. 会長  | 1名 | 保護者等     |
| 2. 副会長 | 2名 | 保護者等     |
| 3. 書記  | 2名 | 保護者等、教職員 |
| 4. 会計  | 1名 | 保護者等     |

\*役員の人数は、必要に応じ増減があってもよい。

\*役員は他の役員または会計監査委員を兼ねることができない。

\*本会は実行委員会の決議により総会の承認を得て顧問および相談役をおくことができる。

第13条 役員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

第14条 役員の選出は次の方法による。

- I. 次の9名の委員からなる役員候補者推薦委員会をつくる。
  - イ. 保護者等の中より6名を選出する。選出に際して、概ね各学年からの選出となるように努める。
  - ロ. 教職員の中より2名を選出する。
  - ハ. 実行委員の中より1名を選出し、推薦委員長とする。
2. 推薦委員が決定したら、直ちに全会員にその名前を通知する。
3. 会員は適当な役員の候補者がある場合は、本人の承諾を経て推薦委員会に名前を申告することができる。
4. 推荐委員会は、役員の候補者を選考する。
5. 推薦された候補者は、総会の承認を経て決定する。
6. 役員は4月の総会において承認され、5月1日より就任する。

## 第 7 章 役員の任務

第15条 役員の任務は次の通りである。

- I. 会長
  - (1) 総会、実行委員会を召集し、これを司会する。
  - (2) 外部に対して本会を代表する。
  - (3) 役員会の承認を経て、各種委員会（役員候補者推薦委員会及び会計監査委員会を除く）の委員長及び委員を委嘱する。
  - (4) 各種委員会（役員候補者推薦委員会及び会計監査委員会を除く）に職責上出席することができる。
  - (5) 本会の資産を管理する。
2. 副会長
  - (1) 会長を補佐する。
  - (2) 会長不在の時はその代理をする。
3. 書記

(1) 総会、実行委員会、委員総会の議事その他、会全般の活動状況を記録し、保管する。

(2) 総会その他各種会合の通知を発送する。

(3) 総務を司る。

#### 4. 会 計

(1) 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

(2) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。

(3) 会計監査を受けて、会員に報告する。

第16条 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第17条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、実行委員会がこれを補佐する。任期は前任者の残任期間とする。

### 第 8 章 会計監査委員会

第18条 1. 本会の経理を監査するために会計監査委員会を置く。

2. 会計監査委員会には委員長の外副委員長を置く。

第19条 第13条及び第14条の規定は、会計監査委員長に準用する。

第20条 会計監査委員会はその年度の会計を監査し、全会員にその結果を報告する。

### 第 9 章 総 会

第21条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。尚、総会を書面またはオンラインによる決議にて実施することも認められる。書面またはオンラインによる場合には、第22条及び第35条の「出席者」を「議決権行使者」に読み替える。

第22条 総会の定足数（委任状を含む）は、全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第23条 定期総会は年間2回開く。但し実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求のあった場合は、会長は臨時に総会を招集することができる。この会の年間行事計画および予算の審議決定並びに決算報告の承認は総会で行う。

### 第 10 章 実 行 委 員 会

第24条 実行委員会は本会の役員、各種委員会の委員長、副委員長及び校長、副校長、教頭、教務主任によって構成される。但し各委員会の副委員長は委員長の代行ができる。

第25条 実行委員会の任務は次の通りである。

1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。

2. 総会並びに委員総会に提出する議案報告書を審議し作成する。

3. 必要がある場合には特別委員会を設ける。

4. その他必要な会務を処理する。

第26条 実行委員会の例会は毎月1回とする。

実行委員会の定足数は委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

### 第 11 章 委 員 会

第27条 委員会には常置委員会（学級委員会、広報委員会、成人教育委員会、保健体育委員会、

図書館委員会、地域・青少年活動委員会、人権啓発活動委員会)と特別委員会がある。

第28条 委員長及び委員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

第29条 委員会構成並びに主な任務は次の通りである。

1. 学級委員会

(1) 構 成

イ. 学級委員長1名 ロ. 副委員長若干名 ハ. 委 員各学年数名

(2) 任 務

イ. 委員は先生や会員と協力、教育環境の整備に努める。

2. 広報委員会

(1) 構 成

イ. 広報委員長1名 ロ. 副委員長若干名 ハ. 委 員各学年数名

(2) 任 務

イ. 会員に対し情報の伝達(PTA新聞)をする。

ロ. 地域社会に対し本会の認識と理解を深める。

3. 成人教育委員会

(1) 構 成

イ. 成人教育委員長1名 ロ. 副委員長若干名 ハ. 委 員各学年数名

(2) 任 務

イ. 会員の教育推進に努める。

4. 保健体育委員会

(1) 構 成

イ. 保健体育委員長1名 ロ. 副委員長若干名 ハ. 委 員各学年数名

(2) 任 務

イ. 児童と会員の健康増進と体力の向上を図る。

ロ. 児童と会員のスポーツ活動を推進し活発化を図る。

5. 図書館委員会

(1) 構 成

イ. 図書館委員長1名 ロ. 副委員長若干名 ハ. 委 員各学年数名

(2) 任 務

イ. PTA図書館の充実と図書館教育の推進を図る。

6. 地域・青少年活動委員会

(1) 構 成

イ. 地域・青少年活動委員長1名 ロ. 副委員長若干名

ハ. 委 員各学年数名

(2) 任 務

イ. 学校を主体とした児童の健全な活動や遊び場の確保に努める。

ロ. 地域における在学青少年の交通安全、環境浄化、非行化防止につとめ、会員の意識を高める。

ハ. 地域における会員の連携と親睦を図り、相互の連絡が円滑に行われるよう努める。

二. 地域の諸団体、機関との連携を図り、地域社会の環境を良くするよう努める。

7. 人権啓発活動委員会

(1) 構 成

イ. 人権啓発活動委員長1名 ロ. 副委員長若干名

ハ. 委員各学年数名

(2) 任務

イ. 人権啓発活動を進めるための企画、立案を行う。

ロ. 人権啓発のための広報活動や研修会を行う。

ハ. 地域の各種団体の理解と協力を得るように努める。

各委員会は必要に応じて副委員長をおくことができる。但し、副委員長をおくときは、実行委員会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

各委員会の委員数は学年ごとの学級数により、若干の増減があってもよい。

各委員会は、必要に応じ合併・分割・休止することができる。

第30条 特定の目的を遂行するために必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

1. 特別委員会はその任務を終えるとともに解散する。

2. 特別委員会の委員は必要のある場合、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第31条 常置委員会及び特別委員会は、その事業計画については案を立てて実行委員会に諮らなければならない。

## 第12章 個人情報

第32条 個人情報の取り扱いは次の通りである。

1. この会の円滑な運営と児童の安全確保及び有益な情報の発信の目的のために会員から必要最小限の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を収集する。

2. 収集した個人情報は前項の利用目的を達成するに必要な限度で利用する。

3. 収集した個人情報はPTA会長を管理責任者とし、役員及びその委嘱を受けた者が管理し、紛失・破壊・改ざん及び漏洩などの危険防止に努める。

4. 収集した個人情報は第三者に開示しない。但し、法令の定める場合はこの限りではない。

5. 実行委員会構成員の個人情報はその任務を達成するため実行委員会構成員にのみ名簿として配付することとし、実行委員会構成員はこの名簿を第三者に提供してはならない。また、実行委員会構成員の名前はPTA会員および関係機関に公開する。

第33条 写真等の取り扱いは次の通りである。

1. 学校関連行事及び地域行事において撮影した写真については、広報活動として広報誌やwebページへの掲載などを目的として利用する。

2. 利用写真の選択については役員及び広報委員長またはその委嘱を受けた者の判断により行われる。

3. 児童の顔写真を掲載する場合には、PTAで取得した同意書に基づき、児童の人権が損なわれないように十分配慮して適切に活用する。

4. 撮影した動画についても上記写真と同等の扱いとする。

## 第13章 免責

第34条 この会はその活動において安全確保や権利の尊重に努める。万が一、不測の事態により損害が発生した場合は、法令に従い適切に対処する。

## 第 14 章 規 約 改 正

第35条 規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

## 第 15 章 付 則

第36条 <平成25年 3月 5日 規約改正>  
<平成30年 1月31日 規約改正>  
<令和 5年 10月12日 規約改正>  
<令和 7年 4月17日 規約改正>  
<令和 7年 5月30日 規約改正>

# PTA実行委員・常置委員の位置づけ

※ 実行委員とは?・・・各委員会の委員長・副委員長。

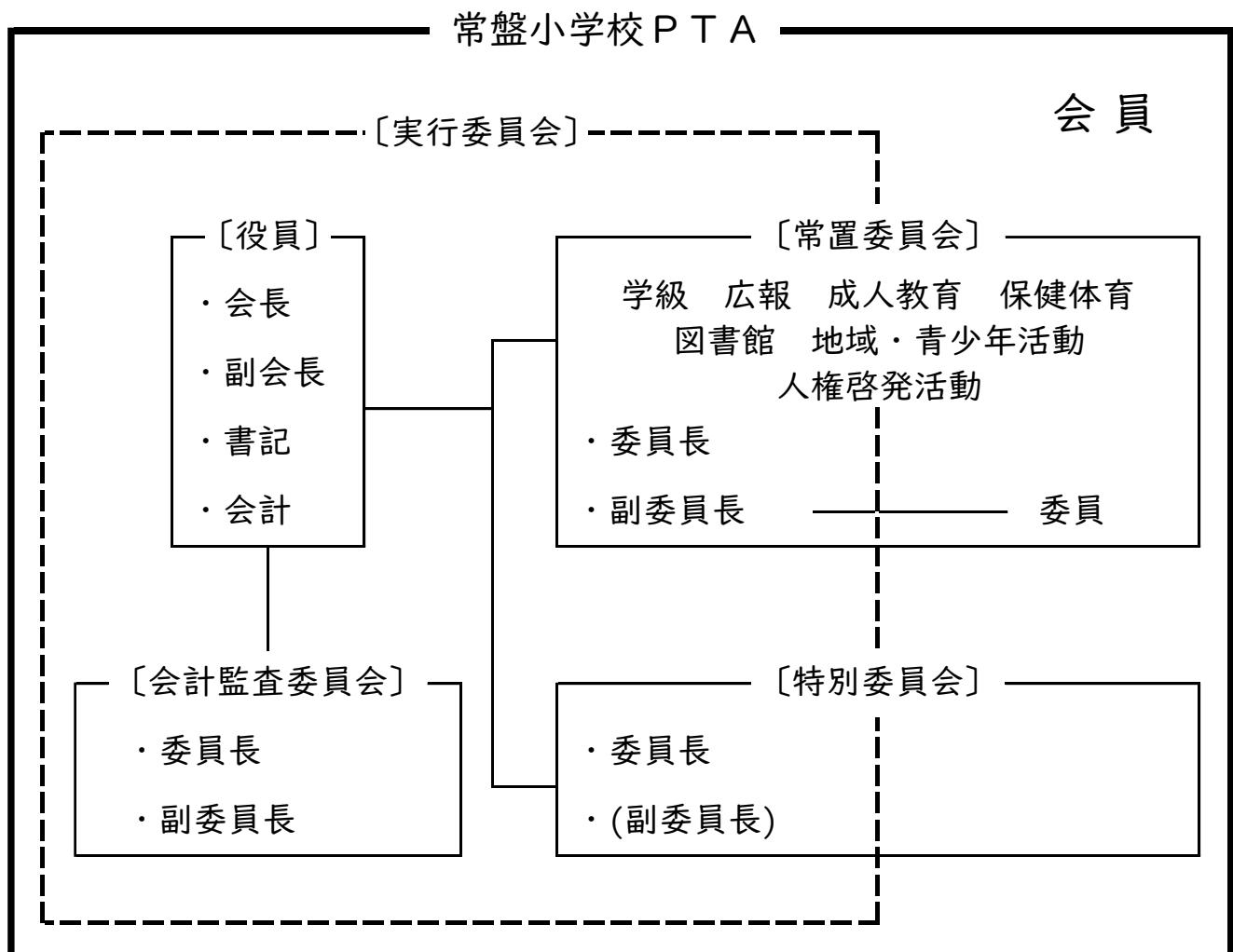
実行委員会は PTA 役員・各委員会の委員長・副委員長・校長・副校長・教頭・教務主任で組織します。実行委員会を毎月 1 回行い、PTA 運営の中心となります。

実行委員会の実施は土曜日と平日を隔月で行います。

※ 常置委員とは?・・・PTA の各常置委員会に所属するメンバーのことです。

委員長・副委員長のもとで、委員会の仕事を分担して実施します。

## 大阪市立常盤小学校 PTA 組織図



## <実行委員の選出について>

○別紙資料「令和7年度 PTA実行委員・常置委員選出のための調査票」の設問<3>において、「実行委員をひきうけてもよい」の欄に○印を記入された方に、PTAよりお手紙でご連絡させていただきます。

## <常置委員の選出について>

1. 常置委員は、各学年より30名前後の選出（立候補者を選出）を予定しています。
  2. 常置委員を引き受けてくださる方（立候補者）は令和7年度の常置委員として決定させていただきます。
- 常置委員をされた対象児童につきましては、翌2年間は対象外となります。希望者は引き続き常置委員になることができます。
3. 常置委員が決まった後、所属いただく常置委員会は5月に役員による抽選で決定します。

※ 常置委員につきましては、より公平な選出にするため、お子様が在籍する6年間で一度は必ず常置委員を引き受けていただきます。

(例えば、お子様が1～5年生の間に常置委員をされていない方は、自動的に6年生で常置委員を引き受けていただきます。仮に複数のお子様がいらっしゃる場合は、在籍しているお子様の人数に応じた回数を常置委員として引き受けていただきます)

### 『自分のできることを できる方法で できる時間に』

を合言葉に、皆様に無理なくできるPTA活動を目指しておりますのでご協力ください。

## <例年の7つの常置委員の活動を紹介します>

### 【全ての常置委員会共通の活動】

- ① 参観行事の受付協力（受付：年2～3回）
- ② 放課後運動場開放 実施・協力（受付・安全管理）
- ③ 運動会協力      ④ ときわフェスティバル協力

### 学級(ベルマーク) 委員会

#### 【活動内容】

→ 家庭から集まったベルマークの集計作業（協賛会社・点数ごとにまとめます。）集計状況を見て臨時集計を行う場合もあります。

#### 【活動する曜日・時間帯等】

→ 月1回の平日（今年度は木曜日）の10:00～14:00。この時間内で、ご都合のよい時間だけで大丈夫です。

→ 1年間で2～3回程度、「お当番月」を設定しています。当番月に来られなくとも、他の月に振替できます。

#### 【実行委員から一言】

→ ベルマークの点数を数えて送ると、ベルマーク預金としてたまります。その預金で、子どもたちが使うボールや竹馬を購入することができます。

子どもたちのために一緒に活動しませんか？ご参加お待ちしています。



### 地域・青少年活動 委員会

#### 【活動内容】

→ 登校安全見守り活動サポートリーダーとして子どもたちの安全を見守りながら、担当地区で活動されている保護者や地域の方へのフォローをします。（児童が安全に登校できるように、地域の皆様にご協力いただきながら活動しています。）

#### → 地域ふれあい清掃

（秋頃に児童・地域の皆様といっしょに、学校と学校周辺の清掃をしています。）

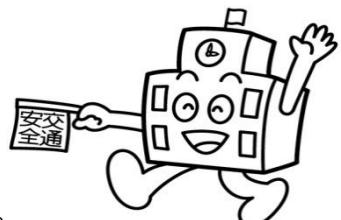
#### 【活動する曜日・時間帯等】

→ 7:50～8:20（※地域によって時間の変動有り）の間、見守り活動をします。  
お子様の学年で担当日を決めています。

#### 【実行委員から一言】

→ 登校安全見守り活動は、子どもたちの笑顔に癒やされながらの活動、  
登校の様子がよく分かります。

都合に合わせて活動できるので、参加しやすいのではないかと思います。



## 保健体育 委員会

### 【活動内容】

- イベント（逃走中やウォーキングラリー等の事前準備と当日補助）
- 阿倍野区学校保健大会（年1回、講演会を拝聴）



### 【集まる曜日・時間帯等】

- イベント事前準備・保健大会：平日午前か午後
- イベント当日

### 【実行委員から一言】

- 優先的にイベントに参加できます。仕事は分担して行うので、参加回数は少ないです。

## 図書館 委員会

### 【活動内容】

- PTA図書館の開館日（だいたい月に2回）に本の貸し出し・返却の受付をします。  
当番制で、1人年間2回程度です。
- 年度初めに一度大掃除をします。基本的に全員でします。



### 【集まる曜日・時間帯等】

- PTA図書館は、毎月隔週で2回開館しています。10:00～12:00（開館日が土曜授業日と重なっている日は14:00～16:00）当番は、開館の10分前に集合です。

### 【実行委員から一言】

- ちょっとぴり日常から離れて、本に囲まれた時間を過ごせます。  
本好きな方は特に喜ばれると思います。子どもたちが熱心に本を読んでいる姿、好きな本を手にした瞬間の笑顔…出会えるとうれしい気持ちになります。  
平日にお仕事をしていらっしゃる方が参加しやすい委員会です。

## 人権啓発活動 委員会

### 【活動内容】

- 阿倍野区役所主催の「あべの人権講座」への出席
- 献血（年1回実施）の受付や声かけ



### 【集まる曜日・時間帯等】

- 必要なことはメールで連絡しますので、当日以外、特に集まることはあります。

### 【実行委員から一言】

- “人権啓発”と言っても、難しい活動ではありませんので、お気軽に参加してください。

## 広報委員会

### 【活動内容】

→ PTA新聞の発行（年4回）

### 【集まる曜日・時間帯等】

→ 1年に1回程度の取材

→ 各学期2回ほどの校正・仕分け作業（平日9:30～10:30頃）

※校正…できた新聞に誤字がないかをチェックする。

※仕分け作業…各学年クラス別の人数に新聞を分ける。

### 【実行委員から一言】

→ 平日の集まりに参加する・仕事をしているので休日の学校行事（運動会など）に参加するなど、都合にあわせて活動できます。

広報って大変なイメージありませんか？！今はリモート時代！スマホがあれば簡単です。

子どもたちの通う学校のこと、もっと知りたくないですか？ぜひ一緒に活動しましょう！



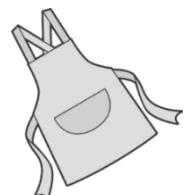
## 成人教育委員会

### 【活動内容】

→ 作品づくり（阿倍野区PTA作品展に展示するための作品を、講習会に参加して作ります。）

→ 社会見学（演劇観賞会や工場見学などに行く際の、当日のお手伝い。お手伝いの内容は、現地での点呼や誘導です。）

→ 講習会や社会見学の申込受付をするときのお手伝い。



### 【集まる曜日・時間帯等】

→ 作品づくりの講習会…平日10:00～13:00頃開催の予定。（年1回）

→ 社会見学…親子で参加できる社会見学の場合は休日の、保護者のみ参加の社会見学の場合は平日の、9:00～15:00頃実施の予定。（年1回）

※ いずれも準備等で集まることはなく、当日の活動になります。



### 【実行委員から一言】

→ 講習会・社会見学をスムーズに行うために、お手伝いしていただく委員会です。講習会・社会見学に優先的に参加していただけます。